



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約（財政課） 1
- 地域森林計画の変更・3件（森林緑地課）..... 1
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課） 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2
- 県道の供用の開始（道路管理課） 3
- 海岸保全区域の指定（海岸防災課） 3
- 海岸保全区域の指定の変更（海岸防災課） 4
- 都市計画の変更・3件（都市計画・モノレール課） 5
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 6
- 都市公園の供用の開始（都市計画・モノレール課） 6

公 告

- 都市計画区域の変更（都市計画・モノレール課） 6
- 宅地建物取引業者に対する免許の取消し（建築指導課） 6

告 示

沖縄県告示第252号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6において例とする同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第3条第2号中「堺市」の次に「、新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県告示第253号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成16年沖縄県告示第15号で公表した沖縄北部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部林業事務所において縦覧に供する。

平成19年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第254号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成18年沖縄県告示第46号で公表した沖縄

中南部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第255号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成15年沖縄県告示第71号で公表した宮古八重山地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古支庁農林水産整備課及び沖縄県八重山支庁農林水産整備課において縦覧に供する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年沖縄県告示第125号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 うるま市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・石12号石川西線及び3・4・石9号石川海岸通り線
 - 3 事業施行期間 平成12年2月29日から平成22年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年沖縄県告示第558号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 うるま市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・石13号南栄通り線及び3・4・石1号白浜1号線
 - 3 事業施行期間 平成12年7月21日から平成19年9月30日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成12年沖縄県告示第558号の事業地のうち、うるま市石川白浜二丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更
-

沖縄県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成19年3月30日から同年4月12日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 115号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
旧	本部町字野原739番1から 本部町字野原747番2地先まで	12.0m ~ 65.0m	193.8m
新	本部町字野原739番1から 本部町字野原747番2地先まで	12.0m ~ 65.0m	193.8m
	本部町字野原739番1から 本部町字野原747番2地先まで	6.8m ~ 66.0m	219.7m

沖縄県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成19年3月30日から同年4月12日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 115号線
- 2 供用開始の区間 本部町字野原739番9から本部町字野原747番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年4月2日

沖縄県告示第260号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海 岸 の 名 称			指 定 区 域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	中城湾港	中城地区久場地先	基点1から基点16までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点8までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点16と補助点8を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点（安9）浜原（北緯26度18分13秒5601、東経127度49分28秒7277）から207度13分18秒1,914.55メートルの地点 基点2 基点1から252度23分43秒2.40メートルの地点 基点3 基点2から145度33分30秒12.69メートルの地点 基点4 基点3から170度16分29秒86.13メートルの地点 基点5 基点4から169度19分47秒127.33メートルの地点 基点6 基点5から169度28分34秒257.68メートルの地点 基点7 基点6から168度34分52秒65.20メートルの地点 基点8 基点7から191度14分48秒111.34メートルの地点

		基点9 基点8から191度13分28秒83.05メートルの地点 基点10 基点9から190度47分39秒81.43メートルの地点 基点11 基点10から215度48分14秒113.83メートルの地点 基点12 基点11から226度42分14秒45.52メートルの地点 基点13 基点12から233度36分03秒121.23メートルの地点 基点14 基点13から139度07分23秒12.49メートルの地点 基点15 基点14から53度36分00秒121.01メートルの地点 基点16 基点15から46度42分13秒21.60メートルの地点 補助点1 基点1から47度42分19秒29.99メートルの地点 補助点2 補助点1から32度39分19秒48.16メートルの地点 補助点3 補助点2から159度09分44秒202.77メートルの地点 補助点4 補助点3から168度48分52秒417.23メートルの地点 補助点5 補助点4から191度10分36秒307.12メートルの地点 補助点6 補助点5から281度10分25秒40.26メートルの地点 補助点7 補助点6から215度48分14秒126.91メートルの地点 補助点8 補助点7から224度52分31秒30.55メートルの地点
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

沖縄県告示第261号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和51年沖縄県告示第439号で指定した海岸保全区域（佐敷村馬天地区海岸に係る部分）を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	中城湾港	佐敷地区馬天北地先	基点1から基点13までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点16までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点13と補助点16を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 三等三角点(父5)大里城(北緯26度11分11秒4688、東経127度45分35秒6817)から82度00分05秒1,625.00メートルの地点 基点2 基点1から137度46分38秒34.93メートルの地点 基点3 基点2から133度11分27秒64.12メートルの地点 基点4 基点3から123度45分50秒51.88メートルの地点 基点5 基点4から119度55分03秒102.48メートルの地点 基点6 基点5から138度05分18秒22.10メートルの地点 基点7 基点6から162度28分06秒22.17メートルの地点 基点8 基点7から186度18分39秒160.54メートルの地点 基点9 基点8から172度02分25秒70.49メートルの地点 基点10 基点9から180度00分00秒48.40メートルの地点 基点11 基点10から166度49分42秒70.56メートルの地点 基点12 基点11から257度54分03秒16.07メートルの地点

			基点13 基点12から167度54分02秒136.47メートルの地点 補助点1 基点1から63度00分00秒16.45メートルの地点 補助点2 補助点1から137度46分38秒30.19メートルの地点 補助点3 補助点2から46度15分45秒8.52メートルの地点 補助点4 補助点3から133度16分59秒62.05メートルの地点 補助点5 補助点4から122度58分12秒62.47メートルの地点 補助点6 補助点5から210度09分31秒9.95メートルの地点 補助点7 補助点6から119度55分03秒88.39メートルの地点 補助点8 補助点7から129度49分44秒29.57メートルの地点 補助点9 補助点8から168度25分36秒31.76メートルの地点 補助点10 補助点9から186度45分01秒161.08メートルの地点 補助点11 補助点10から170度51分24秒39.14メートルの地点 補助点12 補助点11から80度51分23秒10.12メートルの地点 補助点13 補助点12から174度56分33秒112.57メートルの地点 補助点14 補助点13から138度36分24秒28.78メートルの地点 補助点15 補助点14から79度29分32秒68.42メートルの地点 補助点16 補助点15から167度54分03秒214.27メートルの地点
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

沖縄県告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市港町1丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・石1号白浜1号線、3・4・石4号前原1号線、3・4・石5号山城線、3・4・石8号角石伊波線、3・4・石9号石川海岸通り線及び3・4・石11号銀座通り線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画公園を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 4・5・石1号石川公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第265号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 うるま市石川西土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市石川石崎1丁目1番
- 3 施行地区 うるま市石川親田原、石川水溜原、石川渡口原、石川石川原、石川佐阿手原及び石川渡戸原の各一部
- 4 事業施行期間 平成5年3月12日から平成22年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年3月4日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長
- 7 変更認可の年月日 平成19年3月30日

沖縄県告示第266号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 名称 奥武山公園
- 2 位置 那覇市奥武山町
- 3 区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日 平成19年4月1日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、中部広域都市計画区域及び石川都市計画区域を一の区域とし、次のとおり変更する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画区域の名称 中部広域都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域 沖縄市、うるま市、嘉手納町、北谷町及び読谷村の行政区域全域

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を

次のとおり取り消した。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 宅地建物取引業者の名称及び代表者氏名 住建ホーム 中島雅人
- 2 事務所の所在地 宜野湾市喜友名一丁目27番8号
- 3 免許年月日及び免許証番号 昭和63年4月22日 沖縄県知事(5)第2011号
- 4 免許の取消し年月日 平成19年3月19日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------